

てだこ浦西駅周辺土地区画整理事業に関する要請決議

【14－2街区について】

令和4年2月2日に開催した建設委員会において、「フィットネス業態で参入したいという業者もプレゼンテーションの機会を与えて欲しい」と要望しましたが、浦添市てだこ浦西駅周辺土地区画整理組合（以下「組合」という）の考えは、事務所ビルを希望する業者を優先的に用地交渉させ、成立しなかった場合に、フィットネス業態の参入希望者にプレゼンテーションをさせるとのことでした。

本街区は、組合作成の換地規程に基づき、スポーツ施設立地を目的として申出換地の手法により換地されています。目的外の施設立地を推進することは、自らのまちづくりを否定するものと考えざるを得ません。

また、組合が、仮決定を通知したフィットネス事業のエネルギー需要に対応した、分散型エネルギーの機械設備や配管が整備されており、「浦添分散型エネルギー株式会社の経営」、「安定的なエネルギー供給」に大きな影響を与えることとなります。

てだこ浦西駅周辺地区の開発については、都市モノレール事業、分散型エネルギー事業、土地区画整理事業が、国、県及び市の補助事業として導入されており、どれか一つが欠けるという事は、本議会としても承服できません。

つきましては、プール付き複合ビルの建設意向を持つ企業もございますので、保留地売却先の選定につきましては、沖縄（アジア）を代表するまちづくりの主要施設である分散型エネルギー事業の経営安定化に資する企業を選定されますよう意見します。

【21街区について】

令和4年2月2日に開催した建設委員会において、21街区の保留地1万平方メートルの処分方法の決定にあたっては、「再公募をしてはどうか」と要望しましたが、令和4年2月15日、組合は、企画提案書の提出依頼を特定の3社に通知し、令和4年2月28日の提出期限において、応募なしであったとの報告を受けています。

建設委員会における要望が採用されなかったことは、大変残念ではありますが、公平性、透明性、客観性を重視し、再公募に取り組んでいただきますよう意見します。

また、前回の公募において組織化された審査員は、専門知識を有した方々で構成されていると伺っていますので、前回同様の評価を行い、開発の実現性を高め、魅力あるまちづくりに取り組んでいただきたい。

【分散型エネルギー事業について】

てだこ浦西駅周辺地区のまちづくりについては、都市モノレール事業及び関連施設、分散型エネルギー事業、土地区画整理事業が三位一体となった、スマートシテ

ィ型の開発を行うことで、沖縄（アジア）を代表するまちづくりが達成されますので、浦添市は、組合と浦添分散型エネルギー株式会社が緊密な連携を図りまちづくりができるよう、取り組んでいただきたい。

また、平成27年9月29日採択の陳情（てだこ浦西駅周辺整備について（陳情））及び仮決定通知書のとおり、組合は、分散型エネルギー事業を推進してきたにもかかわらず、令和4年2月2日建設委員会における、14街区、21街区の事業者選定に係る組合への要望や、浦添分散型エネルギー株式会社の存在を考慮せず、事業者選定をしているように見受けられます。

これら組合が行ってきた企業立地に至る経緯が原因となり、仮に浦添分散型エネルギー株式会社が破綻することになれば、浦添市が出資した2億円が無駄になり、市民が不利益を受けることになります。

浦添市は、組合が本地区のまちづくりにおいて、総合的な検討のうえ、賢明な判断ができるように対応していただくよう、意見します。

よって、浦添市におかれましては、以上の本市議会の意見を鑑み、組合との十分な調整及び組合への指導等を行っていただきますよう要請する。

上記のとおり決議する。

令和4年3月25日

沖縄県浦添市議会

宛先

浦添市長